

「県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画
—今後の教育環境整備の方針—」について

〔令和3年2月12日〕
特別支援教育課

1 要旨

令和2年2月に改訂した「広島県特別支援教育ビジョン」に基づき、知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な教育環境の整備を図るため、「県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画—今後の教育環境整備の方針—」（以下「整備方針」という。）を策定した。

2 整備方針の概要

(1) 整備方針策定の趣旨

特別支援学校在籍者数の増加に伴う狭隘化を速やかに解消し、もって、次の目指す姿の実現を図る。

本整備方針は、令和2年度から令和11年度までを期間とするが、社会の変化や国の動向などの特別支援教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

【本県の目指す特別支援学校の姿】

- 幼児児童生徒が、広島で学んで良かったと思えるような安全で安心、かつ卒業後の自立と社会参加に向けた十分な学習環境が整備された特別支援学校
- 障害の重度・重複化、多様化を踏まえ、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行う特別支援学校
- 障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に寄与する特別支援学校

(2) これまでの教育環境整備の取組及び現状

本県の特別支援学校在籍者数は増加し続けており、平成19年度から令和元年度の12年間で746人増となっている。とりわけ知的障害者を対象とする特別支援学校（以下「知的障害特別支援学校」という。）の小学部在籍者数の増加が著しい状況にある。

本県ではこれまで、平成20年7月に策定した「広島県特別支援教育ビジョン」に基づいて、複数の障害種別に対応した学校への再編、県立高等学校跡地への特別支援学校の移転・開校、教室不足が見込まれる知的障害特別支援学校の校舎増築などを行ってきた。

これらの取組によって、狭隘化が緩和された学校がある一方で、特別教室等を普通教室に転用するなどの応急的な対応を行っている学校もある。

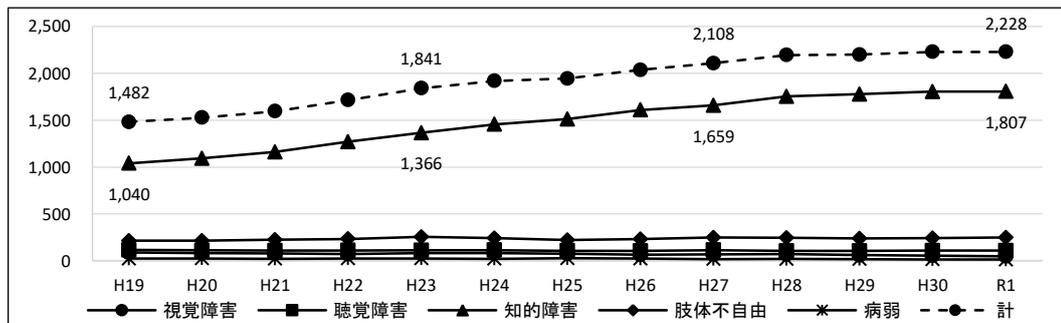


図1 県立特別支援学校在籍者数の推移

(3) 県立知的障害特別支援学校在籍者数の今後の予測

これまでの在籍者数増加の傾向が今後も継続すると仮定して将来推計を算出した結果、令和11年度までは在籍者数の増加が見込まれることから、次の方針に基づいた計画的な教育環境の充実・整備が求められる。

【教育環境整備の方針】
● 各県立知的障害特別支援学校の狭隘化、将来推計の状況を踏まえ、優先順位をつけて教育環境を整備する。
● 特別教室の転用や普通教室の分割等の応急的な対応に頼ることなく、必要な教育環境を整備する。
● 高等学校をはじめとする県有施設等を有効活用するなど、共生社会の形成に資する方法を用いて教育環境を整備する。

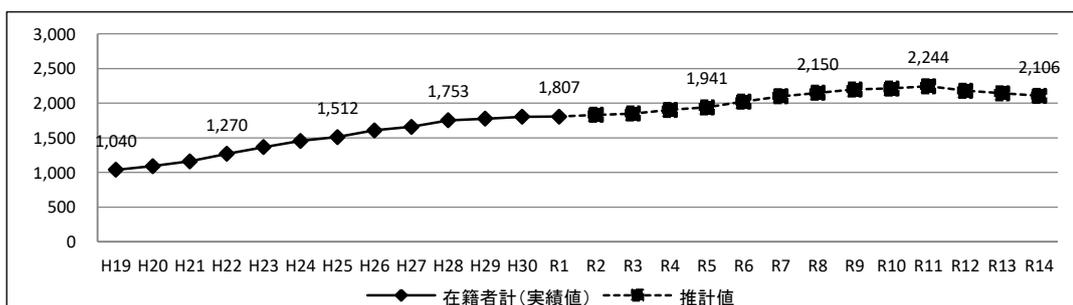


図2 県立知的障害特別支援学校在籍者数の今後の予測

(4) 今後の教育環境整備の考え方

他の都道府県の取組事例や、「本県の目指す特別支援学校の姿」、「教育環境整備の方針」及び各県立知的障害特別支援学校の状況を踏まえ、表に示す整備方法を検討する。

各特別支援学校の整備内容は、現在、文部科学省において特別支援学校の設置基準の策定に向けた取組が行われていることから、令和3年度中に検討することとし、在籍者数の大幅な増加が予想され、かつ、著しく教室不足が見込まれる学校から速やかに教育環境の充実・整備を目指す。

表 教育環境整備の方法の検討について

検討順序	整備方法
① ①が困難	既存の特別支援学校施設の改修 ・使用頻度の低い特別支援学校施設を改修して、普通教室を確保
② ②が困難	校内増築 ・特別支援学校敷地内に新校舎を増築
③	県有施設等の活用 ・高等学校の余裕教室や廃校となった高等学校をはじめとする県有施設等を特別支援学校の分校・分教室として改修
	・高等学校等の余剰地に新校舎を増築

県立特別支援学校における教育環境の
充実・整備計画

－今後の教育環境整備の方針－

令和3年2月

広島県教育委員会

目 次

I	計画策定の趣旨	1
1	計画の位置付け	1
2	計画の目的	1
3	本県の目指す特別支援学校の姿	1
4	計画の期間	1
II	これまでの教育環境整備の取組	3
III	本県の現状	4
1	県立特別支援学校在籍者数の推移	4
2	県立知的障害特別支援学校在籍者数増加の要因	5
3	県立知的障害特別支援学校在籍者数の今後の予測	6
IV	今後の教育環境整備	8
1	教育環境整備の方針	8
2	教育環境整備の方法	8
V	資料編	11
1	県立特別支援学校配置図	11
2	県立知的障害特別支援学校在籍者数の推移	11

I 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

令和2年2月に改訂した「広島県特別支援教育ビジョン～多様な学びの場に応じた特別支援教育の充実～」(以下「特別支援教育ビジョン」という。)では、インクルーシブ教育システム¹構築のための特別支援教育の一層の推進を図ることを通じて、共生社会²の形成を目指すことにしている。

特別支援教育を推進するに当たって、県立特別支援学校の教育環境の充実・整備は欠かせないものであり、「特別支援教育ビジョン」においても、知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な教育環境の整備を推進方針の一つとして位置付けている³。

この施策を確実に実施するため、「県立特別支援学校の教育環境の充実・整備計画」を策定することにした。

2 計画の目的

特別支援学校在籍者数の増加に伴う狭隘化を速やかに解消し、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うための教育環境を整備する。

3 本県の目指す特別支援学校の姿

- (1) 幼児児童生徒が、広島で学んで良かったと思えるような安全で安心、かつ卒業後の自立と社会参加に向けた十分な学習環境が整備された特別支援学校
- (2) 障害の重度・重複化、多様化を踏まえ、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行う特別支援学校
- (3) 障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に寄与する特別支援学校

4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和11年度までを計画期間とするが、社会の変化や国の動向などの特別支援教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要

【脚注】

- ¹ インクルーシブ教育システムとは、障害者の権利に関する条約第24条によれば、「人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」である。
- ² 「共生社会」とは、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日)によれば、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。」と定義され、「このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。」としている。また、本県においても、「第4次広島県障害者プラン」(平成31年3月)において、共生社会の形成を目指している。
- ³ 「特別支援教育ビジョン」では、県立特別支援学校の教育環境の充実・整備の推進方針として、「知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な教育環境の整備を図るとともに、今後の特別支援教育の在り方について検討し、職業教育の充実を始めとする特別支援学校における教育の一層の充実を図ります。」と示している。

に応じて見直しを行う。

現時点においては、文部科学省が令和2年度から令和6年度までを特別支援学校の教室不足解消の「集中取組期間」⁴としていることを踏まえ、狭隘化が著しく、解消に向けて早急に対応する必要がある学校の整備については令和6年度までの間に着手することを目指す。

また、令和6年度を目途に、本県の特別支援学校の在籍者の状況や、国における新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議⁵の内容を踏まえたインクルーシブ教育システムの構築の状況等を総合的に勘案し、令和7年度以降の整備対象校を検討する。

【脚注】

⁴ 文部科学省は、「特別支援学校における教室不足の解消について（通知）」（令和2年1月31日）において、教室不足のより一層の解消を図るため、令和2年度から令和6年度までを「集中取組期間」と位置付けた。なお、この期間においては、各学校設置者が行う特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について、国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1に引き上げている。

⁵ 文部科学省においては、令和元年9月から令和3年3月までの間に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置し、「特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方」や「医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策」を主に検討することとしている。なお、令和2年7月17日に開催された第11回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において、「これまでの議論の整理」が公表され、「特別支援学校の教育環境を改善するため、国は特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することが求められる。」といった言及がなされている。

II これまでの教育環境整備の取組

広島県教育委員会では、平成20年7月に策定した「広島県特別支援教育ビジョン」⁶に基づき、知的障害特別支援学校在籍者数増加に伴う狭隘化に対応するため、複数の障害種別に対応した学校への再編、県立高等学校跡地への特別支援学校の移転・開校、教室不足が見込まれる知的障害特別支援学校の校舎増築などを行ってきた（表1）。

これらの取組によって、狭隘化が緩和された学校がある一方で、在籍者数が増加し続けている学校では、特別教室や管理諸室を普通教室に転用したり、普通教室を間仕切りしたりするなどの応急的な対応を行っている。

また、学校によっては、既に運動場用地に増築校舎が設置されているために新校舎を増築する余地がないところや、特別教室の転用等によって新たに教室を設けることが難しいところもあり、今後在籍者数が増加した場合、これまでと同様の整備方法を用いて狭隘化を解消させることが困難なところもある。

特別支援学校の教育環境の整備は、長期的かつ全県的な視点に立って計画的に行う必要があることから、これまで在籍者数が増加してきた要因を分析した上で改めて将来推計の算出を行うとともに、他の都道府県の取組事例も参考にしつつ、今後の県立特別支援学校の教育環境の充実・整備に係る方針を検討することにした。

表1 これまでの取組状況

年	校名	取組内容
H22	尾道特別支援学校	小・中学部に知的障害部門を開設するとともに、関係する三原特別支援学校、沼隈特別支援学校の就学区域を変更
H24	尾道特別支援学校	高等部に知的障害部門を開設
H25	福山北特別支援学校	閉校した自彊高等学校跡地へ移転開校
	広島南特別支援学校呉分校 (現・呉南特別支援学校)	小・中学部に知的障害部門を開設するとともに、関係する呉特別支援学校、黒瀬特別支援学校の就学区域を変更
H27	広島南特別支援学校呉分校 (現・呉南特別支援学校)	高等部に知的障害部門を開設し、本校化
H28	広島特別支援学校	知的障害部門を開設するとともに、関係する広島北特別支援学校の就学区域を変更
	廿日市特別支援学校	新校舎供用開始
H31	廿日市特別支援学校 黒瀬特別支援学校 呉南特別支援学校	新校舎供用開始

【脚注】

⁶ 前「広島県特別支援教育ビジョン」（平成20年7月）では、狭隘化を解消するために「特別支援学校における教育の充実及び知的障害のある児童生徒の増加への対応を図るため、既存の特別支援学校を複数の障害種別に対応した新たな特別支援学校に再編するとともに、高等特別支援学校を設置することなどを検討します。」と示し、この推進方針に基づいて教育環境の充実・整備に係る施策を実施してきた。

Ⅲ 本県の現状

1 県立特別支援学校在籍者数の推移

我が国においては、少子化によって、学齢期の児童生徒数全体が減少傾向にある中、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の数（以下「特別支援学校在籍者数」という。）は増加の一途をたどっている⁷。

このような傾向は本県においても同様であり、本県の特別支援学校在籍者数は増加し続けており、平成19年度から令和元年度の12年間で746人増（1.50倍）となっている。とりわけ、知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が著しく、767人増（1.74倍）⁸となっている（図1）。

一方、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、病弱特別支援学校の在籍者数は、横ばい若しくはやや減少傾向にある（図1）⁹。

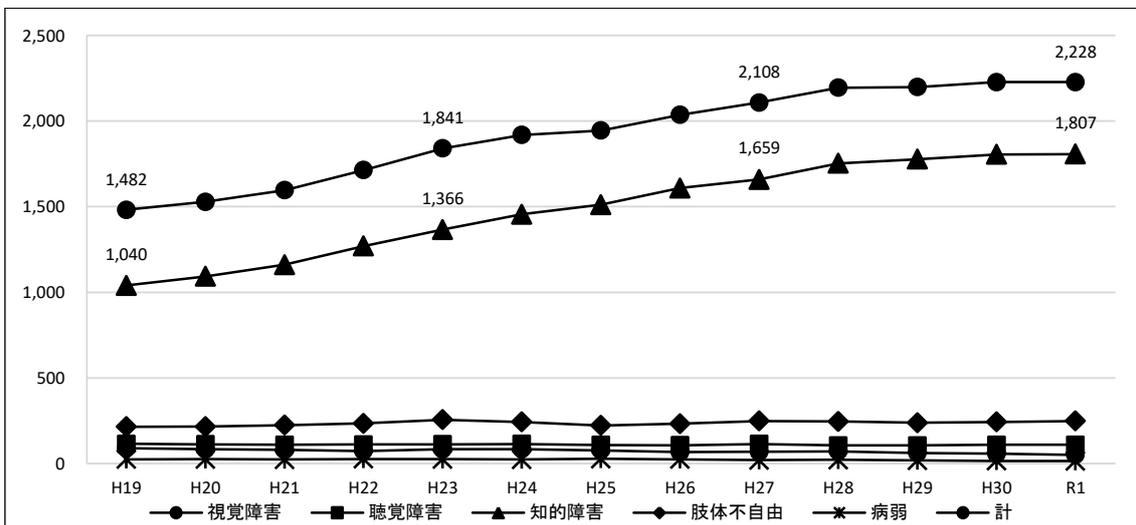


図1 県立特別支援学校在籍者数の推移

【脚注】

⁷ 文部科学省「特別支援教育資料」によると、平成19年度に108,173人であった全国の特別支援学校在籍者数は、令和元年度に144,434人となり、36,261人増加（1.34倍）している。

⁸ 文部科学省「特別支援教育資料」によると、平成19年度に92,912人であった全国の知的障害者を対象とする特別支援学校在籍者数は、令和元年度に131,985人となり、39,073人増加（1.42倍）している。ただし、この数値は、複数の障害種別を設置している学校については、設置している障害種別それぞれに重複してカウントされていることに留意する必要がある。なお、知的障害者のみを対象とした特別支援学校在籍者数は68,057人から82,793人となり、14,736人増加（1.22倍）している。

⁹ 各障害種別の特別支援学校の在籍者数の推移は次表のとおりである。

	全国（人）			広島県（人）		
	H19	R1	増減	H19	R1	増減
視覚障害特別支援学校	5,637	5,083	▲554	89	50	▲39
聴覚障害特別支援学校	8,340	8,175	▲165	115	109	▲6
知的障害特別支援学校	92,912	131,985	39,073	1,040	1,807	767
肢体不自由特別支援学校	29,917	31,094	1,177	214	248	34
病弱特別支援学校	18,919	18,863	▲56	24	14	▲10

※全国の数値は、複数の障害種別を対象としている学校の幼児児童生徒数については、それぞれの障害種別に重複してカウントしている。

知的障害特別支援学校においては、小・中・高等部いずれの学部も在籍者数が増加している（図2）¹⁰。ここ数年、中・高等部在籍者数の増加は鈍化しているものの、小学部在籍者数の増加は依然として継続している。小学部に入学した児童は、それ以降、中学部、高等部と継続して在籍する傾向にある¹¹ことから、小学部在籍者数の継続的な増加が知的障害特別支援学校在籍者数増加の一要因になっていると考えられる。

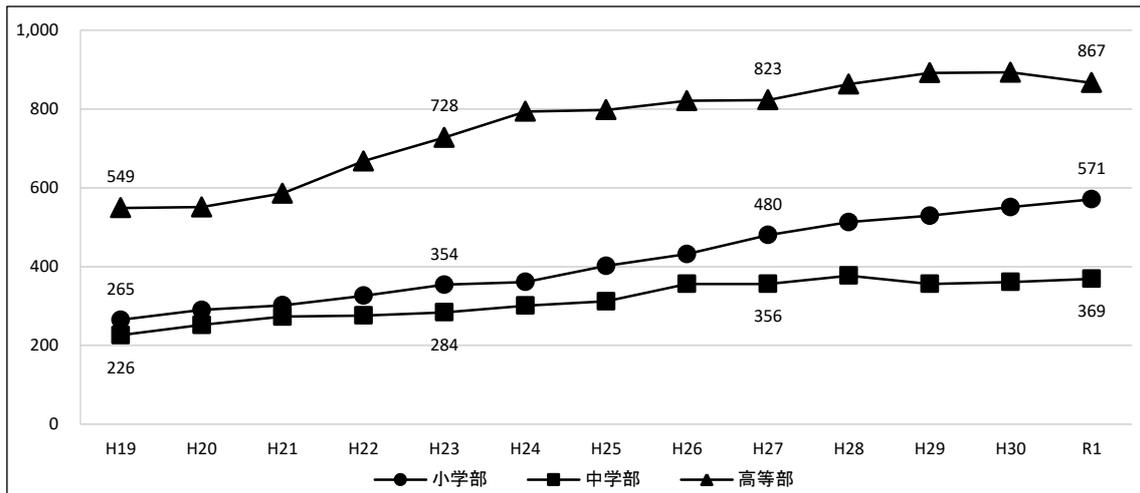


図2 県立知的障害特別支援学校の学部別在籍者数の推移

2 県立知的障害特別支援学校在籍者数増加の要因

前述のとおり、本県の知的障害特別支援学校在籍者数が増加している要因として、小学部在籍者数の継続的な増加が挙げられる¹²。

近年、医療の進歩等による障害の早期発見・診断の普及や早期療育の重要性の理解啓発に伴い、発達に課題のある子供の相談ニーズが増加している¹³。そのような中、本県においては、平成22年3月に策定された「広島県の発達障害児（者）支援のあるべき姿と県としての事業指針及び今後の取組みについて」や、その内容を見直して平成29年8月に策定された「広

【脚注】

¹⁰ 平成29年に文部科学省が10都県と行った特別支援学校における教室不足に関する意見交換では、教室不足が生じている主な要因は知的障害のある児童生徒の増加、とりわけ特別支援学校高等部に在籍する生徒数の増加であった。

¹¹ 平成29年度に県立特別支援学校の小・中学部から小・中学校へ転学した事例は25人であり、小・中学部児童生徒の2.2%に留まっている。なお、障害児入所施設からの退所及び広島西医療センターからの退院に伴う転学を除くと2人であり、小・中学部児童生徒の0.2%となる。

¹² 他県でもこのような傾向が見られており、例えば、平成31年3月に「埼玉県特別支援教育環境整備計画」を策定した埼玉県では、全県の小学校1年生（特別支援学校小学部1年生を含む）に対する特別支援学校小学部1年生の割合は年々増加しているとしている。また、令和元年12月に「高知県における知的障害特別支援学校の在り方」をまとめた高知県では、保護者や関係者等への特別支援教育の理解が進み、専門的な教育に対するニーズの高まりから小学部段階など早期からの入学者が増えているとしている。

¹³ 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 これまでの議論の整理」（令和2年7月）によると、幼稚園において、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を必要とする幼児数は増加傾向にあると指摘されている。また、幼児の気になる行動が障害の特性によるものであることに気が付かず、本人を叱責してしまう等の不適切な対応によって、二次的な課題を生起させる可能性があるため、障害の早期発見・早期支援は二次的な課題を防ぐことにつながるとされている。

鳥県発達障害児・者支援施策事業指針」に代表されるとおり、発達の課題に対する理解啓発に加えて、子育て支援の現場や保育所・幼稚園・認定こども園、乳幼児健診における発達の課題への気づきの強化、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまでの切れ目ない支援の強化等に取り組んでいるところである¹⁴。

このように、県内のどこに住んでいても発達に課題のある子供及びその家族が発達支援を受けられるよう整備を進めた結果、子供の発達・育ちに対する保護者の意識がより一層高まるとともに、保護者が教育的ニーズに応じた支援を希望するようになったと推測される。

そのほか、平成19年4月に特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育が実施されるようになって以降、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導といった一人一人の教育的ニーズに対応した多様な学びの場が整備されたこと、保護者の特別支援教育への理解が進んできたこと¹⁵、本県の職業的自立に向けた取組の成果¹⁶が評価され、保護者の特別支援学校に対する期待が高まったことも在籍者数の増加につながったと考えられる。

3 県立知的障害特別支援学校在籍者数の今後の予測

本県では知的障害特別支援学校在籍者数の増加が著しく、とりわけ小学部児童の継続的な増加が在籍者全体の増加につながっている。

このことから、知的障害特別支援学校小学部に就学する児童の割合が今後とも上昇すると仮定し、将来推計を算出した¹⁷。

その結果、令和11年度にピークを迎え、その後は緩やかに減少していく見通しとなった(図3)。今後も令和11年度までは約400名の在籍者数の増

【脚注】

¹⁴ 「第4次広島県障害者プラン」(平成31年3月)においても、療育体制の目指す姿として、障害児及びその家族に対する早い段階からの必要な相談支援や専門性の高い療育体制の充実を掲げている。

¹⁵ 平成30年5月11日に開かれた第196回国会衆議院文部科学委員会第10号において、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加している要因について、文部科学大臣が「特別支援学校、特別支援学級、通級による指導といった一人一人の教育的ニーズに対応した多様な学びの場の整備が進んできたということ、さらには、早期からの教育相談や就学相談、これを充実してきたことによってこの特別支援教育への理解が進んできたこと、こういうことが考えられるのではないか」と答弁している。

¹⁶ 平成18年3月に卒業した本県の特別支援学校高等部生徒の就職率(就労継続支援A型を含む、以下同様)は9.8%と全国最下位であったが、高等部普通科職業コースの設置やジョブサポートティーチャーの配置、本県独自の特別支援学校技能検定の実施等の取組により、平成31年3月卒業生の就職率は42.9%となり、全国3位にまで向上している。

¹⁷ 平成29年に文部科学省が10都県で行った特別支援学校における教室不足に関する意見交換や新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議では、特別支援学校在籍者数の推計算出の困難さが指摘されている。そのような中、文部科学省では、「特別支援学校における教室不足の解消に向けた集中的な取組について(事務連絡)」(令和2年3月31日)において、複数の都道府県において見られる推計方法として、次の方法を例示している。

①新小学部1年生について、過去3～5年間における新就学児童に占める特別支援学校への就学率の平均値を求め、この就学率の平均値を、次年度の0歳児から5歳児の人口に乗じて算出。

②①を各年度の新小学部1年生児童数とし、小学部2年生から高等部3年生について、1年ずつ学年進行させて、各学年の児童生徒数を算出。

③転学者数、進学者数は過去3年間の平均値により算出。

④一部開発等により明確な増要因がある場合は、適宜反映。

加が見込まれることから、県立知的障害特別支援学校における計画的な教育環境の充実・整備が求められる。

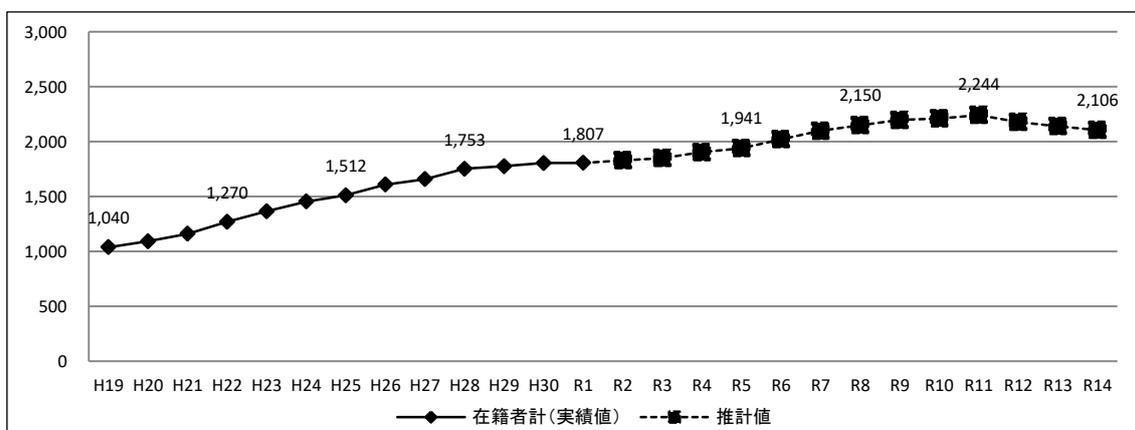


図3 県立知的障害特別支援学校在籍者数の今後の予測

【推計の方法】

(1) 小学部第1学年

- ① 過去の各市町の知的障害特別支援学校就学率¹⁸を基に、各市町の将来の知的障害特別支援学校就学率を予測
- ② 各市町の将来の6歳人口¹⁹に①を乗じ、各市町の知的障害特別支援学校就学者を予測
- ③ 直近5年の各市町の知的障害特別支援学校就学状況を踏まえ、②を各知的障害特別支援学校に按分し、各校の小学部第1学年就学者を予測

(2) 中学部第1学年・高等部第1学年

- ① 各特別支援学校の就学区域内にある知的障害特別支援学級の小6・中3在籍者数に、当該学級からの直近5年の中学部・高等部進学率を乗じ、知的障害特別支援学級からの中学部・高等部への進学者を予測
- ② 各特別支援学校の就学区域内にある自閉症・情緒障害特別支援学級からの直近5年の中学部・高等部進学者の平均値を算出
- ③ 各特別支援学校の小学部第6学年児童、中学部第3学年生徒に①、②を加算し、中学部第1学年及び高等部第1学年生徒数を予測

(3) その他の学年

- ① 各特別支援学校の直近5年の進級時の増減の平均値を算出
- ② 前年度の下学年に①を加算して、学年進行で予測

【脚注】

¹⁸ 6歳人口に占める知的障害特別支援学校に就学した者の割合。なお、過去の6歳人口は各年の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の「5～9歳」人口に、総務省「国勢調査」の「5歳」「6歳」「7歳」「8歳」「9歳」人口に占める「6歳」の割合を乗じて算出した。

¹⁹ 将来の6歳人口は国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来人口推計（平成30（2018）年推計）」の「5～9歳」人口に、総務省「国勢調査」の「5歳」「6歳」「7歳」「8歳」「9歳」人口に占める「6歳」の割合を乗じて算出した。

IV 今後の教育環境整備

1 教育環境整備の方針

- (1) 各県立知的障害特別支援学校の狭隘化、将来推計の状況を踏まえ、優先順位をつけて教育環境を整備する。
- (2) 特別教室の転用や普通教室の分割等の応急的な対応に頼ることなく、必要な教育環境を整備する。
- (3) 高等学校をはじめとする県有施設等を有効活用するなど、共生社会の形成に資する方法を用いて教育環境を整備する。

2 教育環境整備の方法

(1) 整備方法

知的障害特別支援学校の狭隘化は、本県のみならず全国的な課題となっている。

他の都道府県の取組を見ると、特別支援学校の狭隘化を解消するための方法として、敷地内に新校舎を増築したり、使用頻度の低い既存の学校施設の利用見直しを図ったりすることを通じて必要な教室を確保する方法が採られている。また、複数の障害種別に対応した特別支援学校に再編したり、関係する特別支援学校の就学区域を変更したりすることによって、特定の特別支援学校の過大化を防ぐ方法も見られる。

さらには、平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化されたこと、また、近年、一人一人の子供たちが、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、共に学ぶ機運が高まってきていること²⁰もあり、高等学校等の余裕教室や敷地を活用した特別支援学校の分校・分教室の設置を進めるところも見られる。このような取組は、単に特別支援学校の狭隘化を解消するだけではなく、共生社会の形成の一助にもなり、全国的にも約半数の道府県で実施されている²¹。

そのほか、仮設校舎による対応や高等部において公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)²²で定める1学級当たりの生徒数の標準を超えた学級編制を行うところもあ

【脚注】

²⁰ 文部科学省においては、平成27年度から「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」を実施したり、平成31年3月に「交流及び共同学習ガイド」を発行したりするなど、交流及び共同学習の全国的な推進と普及に取り組んでいる。

²¹ 本県が令和2年6月から7月にかけて実施した「高等学校における特別支援学校(知的障害)の分校・分教室の設置状況調べ」では、回答のあった45都道府県の内、22道府県で高等学校内に特別支援学校の分校・分教室を設置しており、その内の14の自治体が設置の理由として「共生社会の形成・インクルーシブ教育システムの構築の一助」を挙げていることが分かった。

²² 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第14条において、「公立の特別支援学校の高等部の一学級の生徒の数は、重複障害生徒で学級を編制する場合にあっては三人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあっては八人を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特別支援学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りではない。」と規定されている。

る。

(2) 整備方法の考え方

これらの取組事例や、「I-3 本県の目指す特別支援学校の姿」、「IV-1 教育環境整備の方針」及び各県立知的障害特別支援学校の状況を踏まえ、本県では、表2に示す順序で教育環境整備の方法を検討することとし、検討に当たっては、現在行っている特別教室の転用や普通教室の分割等の応急的な対応の解消も念頭に置く。

表2のとおり、まず、使用頻度が低い既存の特別支援学校施設の利用見直しを図り、当該施設の改修を検討する(表2-①)。この方法を採用することが困難な場合は、特別支援学校敷地内に新校舎の増築を検討する(表2-②)。これらの2つの方法を採用することが困難な場合については、高等学校をはじめとする県有施設等の活用を検討する(表2-③)。

なお、複数の障害種別に対応した特別支援学校への再編並びに再編に伴う就学区域の変更は、平成22年度に尾道特別支援学校に、平成25年度に広島南特別支援学校呉分校(現呉南特別支援学校)に、平成28年度に広島特別支援学校に知的障害部門を設置する際に実施しているため、整備方法として検討しないこととする。

また、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)で定める1学級当たりの生徒数の標準を超えた学級編制も、整備方法として検討しないこととする。

表2 教育環境整備の方法の検討について

検討順序	整備方法	
① ①が困難	既存の特別支援学校施設の改修 ・使用頻度の低い特別支援学校施設を改修して、普通教室を確保	普通教室棟として改修
② ②が困難	校内増築 ・特別支援学校敷地内に新校舎を増築	新たに校舎を増築
③	県有施設等の活用 ・高等学校の余裕教室や廃校となった高等学校をはじめとする県有施設等を特別支援学校の分校・分教室として改修	特別支援学校の分校・分教室として改修
	・高等学校等の余剰地に新校舎を増築	新たに校舎を増築

(3) 教育環境整備の優先順位の考え方

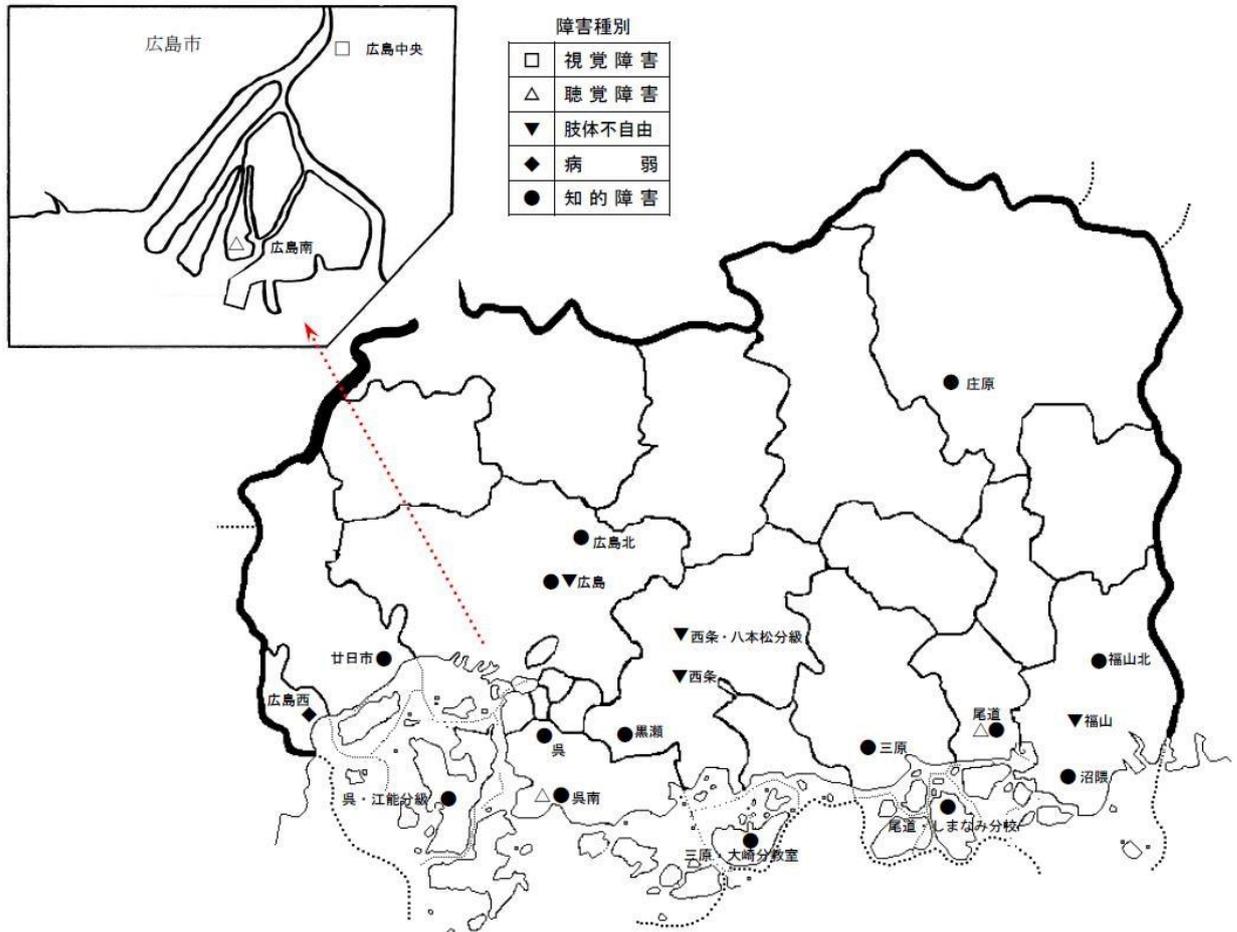
文部科学省が指定している「集中取組期間」の終期（令和6年度）までに、在籍者数の大幅な増加が予想され、かつ、著しく教室不足が見込まれる学校から速やかに教育環境の充実・整備に着手する。

それ以降に着手する学校については、「I-4 計画の期間」のとおり、令和6年度を目途に本県の特別支援学校在籍者数や国の動向等を総合的に勘案して検討する。

なお、各校の具体的な整備方法や時期については、別途示すこととし、令和11年度までに「I-3 本県の目指す特別支援学校の姿」の実現を目指す。

V 資料編

1 県立特別支援学校配置図（令和2年5月1日現在）



2 県立知的障害特別支援学校在籍者数の推移

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
尾道	本校	※H22 に設置			9	18	41	63	90	100	106	103	94	94
	しまなみ分校	※H24 に尾道特支の分校化					37	33	25	29	26	27	25	22
広島		※H28 に設置									27	51	78	77
廿日市		143	152	158	171	181	182	180	190	206	217	215	212	220
福山北		179	207	222	239	258	277	309	337	365	397	398	402	382
三原	本校	92	93	105	105	103	113	113	112	112	115	117	120	125
	しまなみ分級	22	28	30	37	41	※H24 から尾道特支の分校化							
	大崎分教室	6	4	5	4	3	5	4	6	3	5	4	5	2
呉	本校	115	117	133	158	184	184	175	170	140	131	103	108	101
	江能分級	10	7	10	12	11	12	13	15	17	19	21	21	16
庄原	本校	49	47	46	54	64	81	79	79	76	84	84	92	93
	三次・栗屋分級	6	3	3	※H21 末に閉級									
広島北		197	204	210	245	264	286	280	288	306	281	263	237	238
沼隈		128	137	135	136	134	136	130	130	114	101	104	104	114
黒瀬	本校	84	86	96	92	97	96	113	129	121	121	129	141	153
	安浦分級	9	8	8	8	8	6	6	6	5	4	4	3	3
呉南		※H25 に設置						14	32	65	119	154	163	167